

令和 2 年 10 月 1 日
朝日信用金庫

普通預金規定における「別途定める未利用口座」の公表について

令和 2 年 10 月 1 日改定の普通預金規定第 18 条 1 項における、「別途定める未利用口座」について下記のとおり公表いたします。

記

○普通預金規定における記載箇所

- 第 18 条 1 項 1 号 (別途定める未利用口座)
- 第 18 条 1 項 2 号 (別途定める一定の期間)
- 第 18 条 1 項 3 号 (別途定める一定の金額)

○別途定める未利用口座について

適用基準	令和 2 年 10 月 1 日以降の新規開設普通預金口座
対象となる口座 (未利用口座)	最後の預入れまたは払戻してから 2 年以上、預入れまたは払戻し(当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除く)がない普通預金口座(総合口座含む)を対象とする。ただし、以下の場合は除く。 ①口座残高が 10,000 円以上である場合 ②融資取引がある場合 ③他の金融資産(定期性取引、投資信託、保険、外貨預金、国債等)の取引がある場合

以上